

JMSCAスポーツクライミング競技規則 第99条第3項の適用について

250710技術委員会作成

(記録)

第99条 選手の競技会での記録は、次の各号のいずれかとする。

(1) クライミング・タイム

(2) Fall

(3) 不正スタート

(4) 無効成績指標

2 =省略=

3 選手がレースで次の各号を満たす場合に、Fallが当該選手の記録となる。

(1) 自動計時システムの停止に失敗した。

(2) クライミング・ウォールの両脇または上端の縁をユーズ（使用）した。

(3) スタート後に、身体の一部のいずれかの部分が地面に触れた。

(4) レーンの一部を意図的に繰り返して登った。

(5) ウォールから落下後、自動確保器のロープ/ランヤードの明確な補助によってウォールに再度取り付いた。

Fallと判定するケース：

例①：

<https://youtu.be/FhaoKXpKH94?si=k0P3tPbeGoISKTx>

※第99条第3項第4号、第5号を適用

Fallと判定しないケース：

例②：

<https://youtu.be/4L2oA29Gjgg>

※Aレーン、Bレーン共にスリップしているが、どちらも自動確保器の明確な補助があったとはいえない。
なお、Bレーンは最終的に第99条第3項第1号により記録はfallとなる。